

## 第1章 総 則

### （設 置）

第1条 都市近郊に位置する地理的優位性を最大限に活かし、グリーン・ツーリズム事業を積極的に進めるため、長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所管事業）

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）グリーン・ツーリズムの普及・啓蒙に関すること。
- （2）グリーン・ツーリズム事業実施のための研修会・講習会の開催に関すること。
- （3）体験メニューの企画調整及び体験・農家民宿料金の設定に関すること。
- （4）受け入れに係る窓口業務及び体験・農家民宿の斡旋、調整に関すること。
- （5）集客のための情報収集及びPR活動に関すること。
- （6）その他、グリーン・ツーリズム事業の推進に関すること。

## 第2章 会員及び役員等

### （協議会の会員）

第3条 協議会は、協議会の趣旨に賛同し、実践意欲のある農家世帯員により構成する。

2 会員の入会及び脱会は、協議会の運営に支障をきたす恐れのある場合を除き、原則として自由とする。

### （役員の定数及び選任並びに職務）

第4条 この協議会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 3名
- （3）監 事 2名
- （4）相談役 若干名

2 第1項の役員は、第6条の理事の中から互選により、選任するものとする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の業務執行及び会計状況について監査する。

### （役員の任期及び費用弁償）

第5条 任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員が総会、理事会、役員会に出席した時は、別表により費用弁償を支給することができる。

### 第3章 理事会及び専門部等

(理事会の構成等)

第6条 協議会の業務を円滑に行うため、理事会を置く。

2 理事会は、次の各地区等の代表15名以内及び長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会会長が推薦した者20名以内をもって組織する。

- (1) 北長沼地区
- (2) 中央地区
- (3) 西長沼地区
- (4) 南長沼地区
- (5) 舞鶴地区

3 理事会は、次に掲げる関係機関の職員をオブザーバーとして、置くことができる。

- (1) 空知農業改良普及センター空知南西部支所
- (2) 長沼町観光協会
- (3) 長沼町料飲店組合
- (4) 長沼町農業委員会
- (5) 長沼土地改良区
- (6) 北海道農業共済組合南空知支所
- (7) 長沼町農民協議会

(理事の任期及び費用弁償)

第7条 任期は2年とする。ただし、補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事が総会、理事会に出席した時は、別表により費用弁償を支給することができる。

(理事会の決議事項等)

第8条 次の各号に掲げる事項は、理事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 役員を選任に関する事。
- (3) 総会の決議した事業の執行に関する事。
- (4) その他理事会において必要と認められた事項。

2 理事会は、必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

3 議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部の構成等)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため次の専門部を設置し、事業の推進に係る素案の検討等を行う。

- (1) 体験・交流部
- (2) 学習・教育部
- (3) PR部

2 各専門部は、理事の中から会長及び副会長を除く理事をもって、組織する。

3 各専門部に部長及び副部長を置くものとし、各専門部員の中から互選する。

4 各専門部は、必要の都度部長が招集する。

(ワーキング・グループ)

第10条 業務を円滑に行うため、必要の都度各専門部にワーキング・グループを設置することができる。

2 メンバー(若干名)については、各部長が会員の中から指名し、決定できるものとする。

(体験・交流部)

第11条 次の各号に掲げる事項は、体験・交流部において協議する。

- (1) 実践可能な体験・交流メニューの作成に関する事。
- (2) 体験・交流メニューの企画・運営に関する事。
- (3) その部において必要と認めた事項。

2 部は、必要の都度部長が招集し、会議の議長となる。

(学習・教育部)

第12条 次の各号に掲げる事項は、学習・教育部において協議する。

- (1) 会員を対象とした研修会・講習会等の企画・運営に関する事。
- (2) 体験・交流の際における、食事に関する事。
- (3) その部において必要と認めた事項。

2 部は、必要の都度部長が招集し、会議の議長となる。

(PR部)

第13条 次の各号に掲げる事項は、PR部において協議する。

- (1) 協議会のパンフレット・マップ等の作成に関する事。
- (2) 協議会の活動に係る広告・宣伝に関する事。
- (3) その部において必要と認めた事項。

2 部は、必要の都度部長が招集し、会議の議長となる。

## 第4章 総会

(総会の種別及び決議方法等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は会長が招集し、会議の議長となる。

3 議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において協議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規定の制定及び改廃に関する事。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

## 第5章 事務局等

(事務局)

第16条 協議会の業務を執行するため、事務局を長沼町産業振興課内に置く。

2 業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局長及び事務局次長は、会長が任命する。

4 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局員)

第17条 事務局は、次の者(若干名)をもって構成する。

(1) 長沼町産業振興課職員

(2) ながぬま農業協同組合職員

## 第6章 会計

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(収入)

第19条 協議会の収入は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 協議会会員の会費

(2) 関係団体からの助成金

(3) その他の収入

(年会費)

第20条 前条第1号に規定されている会費は、会員1世帯につき1,000円とし、一旦納入した会費は返還しないものとする。

## 第7章 雑則

(その他)

第21条 その他協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年 2月18日から施行する。
- 2 本協議会の設立当初の役員の任期は、第5条の規定に係わらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 本協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第15条の規定に係わらず理事会で決定するものとし、その期間は第18条の規定に係わらず平成18年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月10日から施行する。

(経過措置)

平成21年の事業年度については平成21年4月1日から平成21年12月31日までとする。

附 則

この規約は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月19日から施行する。

(経過措置)

副会長1名の当初の任期は、第5条の規定に係わらず令和2年12月31日までとする。

附 則

この規約は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月1日から施行する。

別表(第5条及び第7条関係)

(日額)

区 分	費 用 弁 償
総会・理事会・役員会出席	車賃 1 kmにつき 37円